

## 出生前仮申込みのご案内

令和3年4月入園の利用調整につきましては、出生前であっても申込みを受付けます。（仮申込み）

※<sub>1</sub> 出生前に仮申込みをした上で、出生後に改めて本申込みが必要になります。

※<sub>2</sub> 出生前の仮申込みは4月入園の利用調整に限った制度です。5月～翌年3月入園の申込みは、出生後でないと申込みが出来ません。

### 【年齢資格】

保育施設によって受入れの年齢資格が異なっております。（園によっては、産休明け保育を実施していませんので、ご確認をお願いします。）

産休明け保育は、生後58日目からの児童が対象です。

（令和3年4月入園の場合は令和3年2月3日生まれまでの児童が対象です。）

### 【手続きの流れ】

#### 1. 仮申込み

（必要書類）

- ① 「施設型給付・地域型保育費等 教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書」  
＜様式1＞（名前・生年月日は空欄で結構です。）
- ② 「家庭状況調査票」＜様式2＞
- ③ 「保育所（園）、小規模保育施設、こども園にかかる同意書」＜様式4＞
- ④ 保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）
- ⑤ 「母子健康手帳」の出産予定日記載ページのコピー
- ⑥ 「出生前仮申込みに関する同意書」
- ⑦ その他、世帯の状況に必要な書類

### 【締切日】

出生前の仮申込の締切日は令和2年11月30日（月）です。

裏面も必ずお読みください

## 2. 本申込み

(必要書類)

- ① 保育所(園)等利用申込書(出生前申込用)
- ② 児童の健康状況申告書
- ③ 医師の意見書(所定の様式)⇒1か月検診受診後に提出してください。

※仮申込みをしたが、本申込みを希望しない場合は、必ず保育課入所入園担当室までご連絡ください。

### 【締切日】

出産後、原則14日以内となります。

### 【結果について】

利用調整の結果の通知については、仮申込みに基づき、2月上旬に発行します。  
医師の意見書・児童の健康状況申告書の内容によっては、内定を取り消す場合もあります。

<問い合わせ先>

松戸市 子ども部保育課

入所入園担当室

047-366-7351